

令和4年9月9日 総務文教委員会 議事録
9時58分 開会

○出席委員 (8人)

委員長 児玉 朋也

副委員長 小田上 尚典

委員 末広 天佑、小中 真樹雄、中川 智之、西村 一啓、網谷 芳孝、
山崎 年一

議長 賀屋 幸治

○欠席委員 なし

○児玉委員長 おはようございます。少し時間は早いんですが、始めたいと思います。よろしくをお願いします。

定足数に達していますので、ただいまから総務文教委員会を開催いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 総務文教委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○児玉委員長 議事に入る前に、改めて委員と執行部の皆さんにお願いをいたします。

委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のほうよろしく申し上げますとともに、再質問のないよう、簡明なるご答弁をあわせてお願い申し上げます。

執行部におかれましては、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答弁するときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思っております。

発言される際には、マイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思っております。

それでは、議事日程にしたがって進めていきたいと思っております。

日程第1、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場での提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

補足説明がある場合は、座って説明していただいて構いません。

総務部長。

○佐伯総務部長 おはようございます。

それでは、資料を2種類用意しておりますので、担当から補足説明をさせていただきます。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 それでは、議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

地方公務員の育児休業制度の基本的な事項につきましては、地方公務員の育児休業等に関する法律に定められており、法において、条例で規定するとされている事項について定めております。

このたび、法の改正に伴いまして、施行日が10月1日である事項について、条例の規定を整理する必要が生じたので、国家公務員の育児休業制度の詳細を定めている人事院規則に準じて、条例の一部を改正しようとするものです。

今回の育児休業制度改正の主な点ですが、議場での提案説明にもありましたように、1点目として、育児休業の取得回数がこれまでは原則1回までであったところ、原則2回まで分割して取得できるようになること、また、子供の誕生日から57日間以内に取得できる出生時育児休業、いわゆる産後パパ育休につきましても、これまで1回であったところ、2回まで取得できるようになること。

2点目としまして、非常勤職員について、産後パパ育休の取得要件となる任用期間が短縮されたことにより、産後パパ育休が取得しやすくなること。

3点目としまして、非常勤職員が子供が1歳以降に育児休業を取得しようとする場合のさまざまな要件を緩和し、夫婦交代での取得など、柔軟な形で育児休業を取得できるようになることです。

それでは、本委員会用に配付させていただきました資料に沿って説明しますが、ところどころで議案補足資料の新旧対照表も御覧いただく場合がありますので、よろしく願いをいたします。

委員会用の配付資料は、人事院のホームページに掲載されているカラーのリーフレットです。各資料の1ページ目の上側に資料番号として、資料①、資料②とあると思います。資料①は常勤職員向けのもの、資料②は非常勤職員向けのものになります。

ここで、常勤職員とは任期の定めのない常勤一般職員が該当します。いわゆる正規職員といわれているものです。次に、非常勤職員とは、会計年度任用職員、再任用短時間勤務職員が該当します。

また、このリーフレットの内容ですが、育児休業制度の改正全般について示されているため、法改正で対応されるもの、条例改正で対応すべきもの、市の規則改正で対応すべきものが混在をしております。

今回の条例改正に係る内容は、主に資料②非常勤職員向けで説明をいたしますが、説明の都合上、まず、資料①常勤職員向けのリーフレットの内容から説明をさせていただきます。

資料①ですけれども、最初に緑の枠囲いのところ、1、育児休業制度の改正のポイントにありますように、法の改正によって、育児休業及び産後パパ育休の取得回数が原則2回まで取得可能となります。この表の中に矢印のような横長の図があると思うんですが、こちらにありますように、誕生日から57日目までの産後パパ育休①②とあります。及びその後の育児休業①②とそれぞれ2回まで分割して取得可能となります。

それから、その1つ下の図なんですけど、10月1日以降であっても、2回目であれば育児休業②とありますけれども、2回目が取得できるということを表しております。

次に、オレンジの枠囲いなんですけど、期末・勤勉手当の取扱いというところがあると思います。育児休業の期間がそれぞれ1カ月以内であれば、合算せずに期末・勤勉手当の除算の対象とならず、減額されないということになります。これは給与規則の改正で対応をいたします。

次に、その下のオレンジの枠囲いですが、育児休業の請求期限です。通常の育児休業は休業開始希望日の1カ月前までに請求をしますが、産後パパ育休は休業開始希望日の2週間前までに請求することが可能になります。これは育児休業規則の改正で対応いたします。

次のページに移っていただきまして、緑の枠囲い、2、育児参加のための休暇の改正のポイントですが、こちらは男性職員が育児参加をするために5日の特別休暇を取得できるというのですが、取得できる期間が子の出生後1年まで延びるというものです。こちらは勤務時間、休暇等に関する規則の改正で対応いたします。

次に、その下の緑の枠囲いで、出産・育児に係る休暇、育児休業制度の活用例について簡単に説明をいたします。

まず、女性のほうは、産前産後休暇、それから、引き続いて育児休業の取得状況に応じて、また、男性は、配偶者出産休暇や育児参加休暇を子供の出生にあわせて取得し、出生日から57日までに産後パパ育休の取得、その後に育児休業の1回目を取得、育児参加休暇を挟みながら、配偶者、女性職員になりますけれども、育児休業の終了、復職にあわせて、交代して2回目の育児休業を取得できると、そういったことが可能になるというイメージ図になります。

次に、資料2のほうに移ります。

こちらが非常勤職員向けのリーフレットになりますけれども、こちらのまずオレンジの枠囲い、1、育児休業制度の改正のポイント。こちらにありますように、法の改正により育児休業及び産後パパ育休の取得回数が原則2回までとなることは、常勤職員と同様になります。このうち、非常勤職員の産後パパ育休の取得要件について、条例改正が必要となります。

中段の、今度は青色で囲ったところなんですけど、産後パパ育休（子の出生日から57日間以内にする育児休業）のところを御覧ください。

これまでは青のかぎ括弧で取得要件というところがありますけれども、②にありますように、非常勤職員は子供が1歳6カ月になるまで、任用の見込みがなければ、産後パパ育休を取得することができませんでしたが、産後パパ育休の取得期限である子の出生日から57日目より6カ月を経過する日までの見込みを含めた任用があれば、産後パパ育休を取得できるというようになるものです。

これは条例第2条第3号ア（ア）の改正になるんですけど、例えば新旧対照表のほうを御覧いただければと思います。

新旧対照表の1ページ目真ん中あたり、第2条（3）ア（ア）というところがあると思うんですけど、こちらで下線のところ、当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内、

これが57日間ということなのですが、育児休業しようとする場合にあっては、当該期間の末日から6月を経過する日というのが追加をされていると。これが、こちらの改正ということになります。

それでは、再度リーフレットに戻っていただきまして、先ほどの続きになるんですが、先ほどの取得要件のところ、その下に取得回数というところがあると思うんですが、こちらについては法の改正、それから、取得要件の①と、その2つ下の請求期限、こちらについては育児休業規則の改正で対応をいたします。

次に、2ページ目に移っていただきまして、青の枠囲いのところ、子が1歳以降の育児休業、夫婦交替での取得や、特別な事情がある場合の柔軟な取得が可能になります、のところを御覧ください。

非常勤職員はこれまで非常勤職員本人、またはその配偶者が、子が1歳到達日まで育児休業している場合は1歳以降、1歳6カ月に達する日までの間、育児休業をすることができましたが、今後は改正後のとおり、より柔軟な取得が可能となります。

改正後の上側にありますように、配偶者の育児休業と重ねて取得し、配偶者の育児休業が終了した後も交替して育児休業を続けたり、次に、改正後の下側にありますように、特段の事情がある場合には開始日を柔軟に設定したり、複数回の取得が可能になるということになります。

それから、その下の米印のところにありますように、これらの改正は子供が1歳6カ月から2歳までの育児休業についても同様の取り扱いということになります。

こちらは新旧対照表のほうの2ページ目から4ページ目にかけてのところになるんですが、条例第2条の3第3号及び第2条の4の改正によるものになります。

再度、リーフレットに戻ってください。

それでは、引き続き2ページ目のオレンジ色の枠囲いのところ、2、育児参加のための休暇の改正のポイントについてですが、非常勤職員につきましても常勤職員と同様に特別休暇を取得でき、取得期間についても同様となるものです。

最後に、資料には具体的な記述がありませんが、これまで法の規定により、例外的に2回目の育児休業を取得しようとする場合に、条例で定める特別の事情として、育児休業の満了後3カ月を経過し、かつ、育児休業等計画書によって申し出ることが必要とされていましたが、法の改正によりまして2回目の取得ができるようになりましたので、該当する規定を削除する必要があります。

こちらの改正が新旧対照表の5ページに改正前第3条になりますけれども、(5)のところは削除されていると思いますが、こちらがこの改正になります。

すみません、いろいろあっちこっち資料が飛んで申し訳なかったんですが、以上で、議案第37号の補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○児玉委員長 これより、本件に対する質疑に入ります。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、通告を出された方は発言をお願いいたします。

西村委員。

○西村委員 詳しい説明を受けまして、ありがとうございました。

要するに正職員と、それから、臨時、パートの職員の労働条件が国を挙げて集約されたということで理解をしたんですが、大竹市の場合は条例に定める特別の事情に関する規定の整理、改正資料の中の1なんですが、それから2番目に、非常勤職員が子供の誕生日から57日以内に育児休暇を取得する場合は、任用期間の要件を緩和するとあるが、結局この期間が雇用期間も多少延びるように解釈してもよろしいんですかね。

その点をお尋ねしたいと思います。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 繰り返しになりますけれども、これまで非常勤職員につきましては、子供が1年6カ月になるまで任用に見込みがなければ、産後パパ育休を取得することができなかったと。今後は子供の誕生日から57日目より6カ月を経過する日まで、つまり子供の誕生日から8カ月程度後まで見込みを含めて任用されることになっていけば、産後パパ育休を取得できるというようになるものです。

もっと単純に申し上げますと、任用期間が数カ月から半年程度の短期間ということになれば、会計年度任用職員であっても産後パパ育休が取得できるということになるということでございます。

それから、常勤職員と非常勤職員の育児休業の制度の違いということですが、今回の改正で基本的にはほぼ同じということになってきます。違いとしましては、常勤職員が子供が3歳未満の期間、育児休業を取得できると。非常勤職員は原則として子供が1歳未満の期間、ただし、事情がある場合には2歳未満の期間であるということが違うということですね。あとは基本的には同じような制度になったということでございます。

○児玉委員長 西村委員。

○西村委員 ありがとうございました。より働きやすい職場づくり、そして、まさに国を挙げて少子化、子供が少ない中にこういう法令改正でやっていくというのは非常にありがたいことなんで、ぜひとも大竹市もこういうことを取り上げて、しっかりやっていってほしいと思います。

以上で終わります。

○児玉委員長 通告を出されておる委員さん、発言をお願いいたします。

山崎委員。

○山崎委員 よろしく申し上げます。

今、るる説明をいただきました。一般企業の場合は育休ということになりますと、育児・介護休業法で企業が定める。それに基づいて、育休期間を設定することになりますが、公務員の場合は国家公務員法、あるいは地方公務員法と申しますか、育児・介護休業法に基づいて、育休期間が設定されるということで、2本立てになっておると思うんですね。

問題は、この2つの法律によって規定される育児休業の期間が違うということが1点、私はあると思っていますが、いずれにしても、男性の育児休業制度の実施については、公務員の職場において率先して育児休業制度の完全実施が行われることが、民間企業の社

員の皆さんの育児休業をしっかりと設定できるといいでしょうか、そういった形で影響を
していくんだろうと思うわけでありませう。

そういった意味では、公務職場の育児休業制度がしっかりと確保されるということが、
民間企業の育児休業制度を広げていくということにつながると私は理解しております。そ
ういったことで見ていきますと、令和3年度の厚生労働省の雇用均等基本調査というのが
ありまして、民間の育児休業取得者の調査では、女性の85.1%に対して男性は13.97%と
非常に低い結果になったと。令和3年度であります、一番近い調査の結果であります。

こういう結果が出た中で、本市の取得率、これは男性職員、女性職員がどういうふうにな
ってるか、恐らく女性職員は100%になつてゐるのではないかと思うんではあります、
特に男性職員の育休取得に関して、どのようになつてゐるか。

それから、男性職員の育休取得に関しての取り組み、これはどういうふうになつてゐる
のか。

今後、男性職員の育休の取得目標というものがあるのかどうか。

その3点について伺います。よろしくお願ひします。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 まずは本市職員の育児休業の取得率というこ
とでございますけれども、令和3年度に限らず女性は100%です。男性も、取得状況につ
きましては令和3年度、対象者が9人のところ、2人取得しておりますので、率にします
と7.7%ということでございます。

それから、男性の育児休業取得をしやすいするための取り組みということでございます。
男性の育児休業につきましては、男性が長期間の育児休業を取得することに対する社会一
般的な意識は、まだ厳しいというふうには認識をしております。男性の育児休業がより一層
メジャーになるように、いかに意識を醸成していくのかということが、まず1つの課題と。

次に、女性職員に加えて男性職員の育児休業は増えていくということが予想されます。
休職者の全体数が増えるということで、人員の不足がより大きくなると思ひます。

そのため、育児休業を取得した職員の業務を、どのように既存の職員に割り振るのか、
あるいはどのように代替職員を確保していくのか、そのあたりのしっかりとフォローする
仕組みづくりと、そういったことが今後重要になつてくるかと思ひます。

育児休業を取得することは、職員が経験を積み、長い目で見たときに職員の能力を高め
るということにつながります。ひいては行政サービスの向上につながっていくということが
期待できるという側面もありますので、そのあたりはしっかりと対応していきたいとい
うふうにお願ひします。

それから、男性の育児休業の目標ということでございますが、本市におきまして特定事
業主行動計画というものを立てております。これは育児支援についても内容がございます
けれども、数値目標としまして、男性の育児休業の取得率は10%というふうになつて
おります。

以上です。

○児玉委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

先ほど私が報告申し上げましたが、厚労省の民間の調査で、男性の育休取得率は13.97%ということで、私は非常に低いと思ってたんですが、先ほどの報告では本市の場合は7.7%ということになります。これは民間の企業の取得率よりも低いということになると思うんですが、この辺について担当者としてはどのように考えられるかということを聞かせてください。

この取得率であります、これも民間の企業調査でありまして、厚生労働省の仕事と育児等の両立に関する実態把握のための調査報告書というのがありまして、これによると、育児休業等の取得に際する場合、会社からの働きかけがあったかとの質問、いわゆる育児休業等を取得しなさい、あるいは取得したらどうですか、という会社からの働きかけがあったかという質問に対して、男性正社員は6.8%、女性の正社員は21.5%、女性の非正規の正社員は20.4%となっておる。また、特に働きかけがなかったという場合に、男性正社員は64.7%、女性の正社員は22.1%、女性の非正社員は32.4%という結果が出ております。

今回の条例改正によりまして、育児休業、育児参加の取得に向けた新たな取り組みが必要ではないかと私は思うんですが、そういったことについて、先ほどの7.7%というところから見ましても、取り組みをしっかりとしてもらわないと、ここは上がらないんじゃないかなという気がします。

それと、今のがもう1点、先ほどの7.7%が1点。それから、改正育児・介護休業法で義務づけられている育児休業を取得しやすい雇用環境の整備というのが恐らく、地方公務員法や育児・介護休業法の中にはあると思うんですが、この処置について、どういった処置を取られていらっしゃるのか。これが3点目。

4点目に、政府は令和7年度までに男性の育児休暇取得率を30%にするということを目指しておる。これらの課題を克服しないとイケないと思うんですが、この取り組みを今後どういうふうにするかということが重要じゃないかと思えます。

以上、4点になりましたかね。たくさん伺ってすみませんが、よろしく願いいたします。

○児玉委員長 課長。

○柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長 本市の男性の育児休業の取得率ですが、7.7%ということで、民間と比べて低いということでございます。

認識といたしましては、確かに低いということなんで、今後、取り組みを進めていく必要があるかと思っております。

それから、新たな取り組みということですが、先ほども申しましたけれども、特に職場について、それから、子供ができた職員に情報提供をしっかりとしていくということで、手引書自体は作っておるんですが、それは今回改正がありましたので、より幅広くといいますか、より充実させたものを作りまして、職員、あるいは所属に周知をしていきたいというふうに思っております。

それから、育児休業を取得しやすい職場環境整備ということ。これも繰り返しになりますけれども、職場として育児休業を取りやすい意識というものが、やはり職員間にし

っかりと根づくということが大切かと思っておりますので、制度の周知を含めて引き続き取り組んでいきたいと考えております。

それから、国の目標の30%に向けての課題、取り組みということでございます。これも今申し上げましたとおり、制度の周知、あるいは、仕事の割り振りであるとか代替職員の確保であるとか、そういった育休を取得することによって、自分が職場に迷惑をかけるんではなかろうかという不安を、少しでもなくしていくような仕組みづくりができればというふうに考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** この育児休業の問題、非常に微妙な問題といたしましうか、難しい部分もある、特に男性の場合、職場で主要な役割を果たしてらっしゃる中で、育児休業を取るということについては非常に抵抗もあろうかと思えますし、周りの環境がしっかりとできてないと言出しにくいという部分もあろうかと思えます。

そういった中で、その辺をしっかりと点検していただければ、現場の労働者を中心とした労働組合じゃないかと思うんでありますね。そういったことで労働組合との協約とか、話し合いとか、そういったことが非常に重要だと思えますし、そういったことは現実に実施されておるんだろうと思うんですが、労働組合とのこういった育児休業についての取り決めとか、あるいは申し合わせとか、そういったものはどのようにつくられていっているのか、そういったところを確認したいんであります。

男性の育児休業の取得期間の実績、これは何日ぐらいになっておるのか、これが出ればちょっとお願いをしたい。

以上の2点を、すみませんがよろしくお願いします。

○**児玉委員長** 課長。

○**柿本総務課長併任選挙管理委員会事務局長** 職員団体である大竹市職員労働組合との関係ということでございます。

特段育児休業に絞った取り決めというものはございませんけども、育児休業を含めて、勤務条件の変更がある場合には適宜協議をしております。今回の育児休業に関する制度改正につきましては、昨年度の人事院勧告を踏まえたものでありますので、給与改定などの案件とともに、協議をしております。

基本的に上乘せの制度改正ということで、特段の疑義というのが生じていないというような状況です。

あと、取得日数、昨年度の男性職員の育児休業の取得日数ということですが、2人ということで申し上げましたけれども、2人で合計200日、1人当たり平均100日取得ということでございます。

以上です。

○**児玉委員長** 通告を受けている質疑は以上となります。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第41号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

部長。

○山本建設部長 議案第41号につきましては、本会議場で概要説明は説明しましたが、今日は資料を使いながら担当より補足説明をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○児玉委員長 課長。

座って説明しても構いません。

○建石監理課長 ありがとうございます。

監理課長の建石です。

それでは、資料に沿って説明をいたします。

資料は、資料1と資料2になります。

まず、資料1ですが、契約予定会社である株式会社三洋技建の会社概要になります。

資料1については、上側に三洋技建から提出されました資料と、ホームページから抜粋しました会社概要を、下側の工事实績については、公共工事等実績検索システムより抜粋したものを記載しています。

上側のほうですが、本社所在地は大竹市立戸4丁目1番47号、代表者名は谷岡茂、昭和34年7月22日に会社を設立しており、資本金は5,000万円です。

資料の下側の工事实績は、入札時の施工実績要件としていました、最終請負金額が2億5,000万円以上の建築一式工事のものを記載しています。

次に、資料2の入札調書です。

こちらはホームページで公開しているものになります。

7月20日に一般競争入札を執行したところ、株式会社三洋技建の1社による入札でした。予定価格につきましては、落札率の低下、業者の積算能力の向上を期待しまして、契約締結後に公表する事後公表としています。

以上で、説明を終わります。

○**児玉委員長** 本件に関して質疑の通告を受けておりますので、順次発言してください。

西村委員。

○**西村委員** 母校、大竹小学校にプールが新しくできることを非常に卒業生の一人として喜んでおります。

まず、議案第41号の工事請負契約の内容について、工事概要について御質問をいたします。

構造が、ずっと造った中でFRPでメインプールを造るとあります。

つい、年寄りの目で見ますと、コンクリで囲いを造ってタイルを貼ったプールのイメージがありましたが、最近ではステンレスとか、こういうFRPで造られるプールが主流になってきております。

ただ1つだけ、この予算の中に取り入れてあると私は思うんですが、FRPは塗装が必要なんですよ、時期を見ながら。そういうことも含めた中でこの最低の3億1,350万円の工事予算が出るとるんだと思いますが、その点について1つだけ御質問をいたします。

○**児玉委員長** 係長。

○**瀬川総務学事課主幹兼教育総務係長** 総務学事課教育総務係長の瀬川と申します。

御質問にお答えいたします。

大竹小学校のプール建設に当たりましては、児童生徒の安全が確保されて、また、安心して快適に利用できる施設であるということを前提として設計をしております。プール槽の材質のことについてだと思いますが、FRP、ガラス繊維が入った強化合成樹脂という素材を採用しております。この素材はボートや下水槽などといった場面でも多く使用されております。

耐用年数は30年から40年というふうにいわれております。

委員がおっしゃられたように、プール槽の材質としましては、ほかにステンレスやアルミなどの金属系と、鉄筋コンクリートというものが考えられます。耐久性や耐食性、耐震性などの性能の面、それから、事故防止やけがをしにくいといった安全性の面、こういったところ、あと、メンテナンスやコストの面などを比較検討して、総合的に評価した結果、FRPを採用ということにしております。

以上です。

○**児玉委員長** 西村委員。

○**西村委員** ありがとうございました。

つけ足しで申し訳ないんですが、以前のプールはなかなか太陽光を遮断されてなく、オープンでしたが、このたびの分は多少は屋根とか日よけとか、そういうものの設置はあるんですか。それと同時に、最近国内で子供の水難事故が意外と多いんで、ぜひ、子供の水に親しむ、慣れるということで、プールの必要性があると思います。

そういう意味でも、最近の異常気象の荒天下の中でやる水泳授業に含めて、そういう設備も取り込んだ造り方ということを考えておられるんか、その点も御質問をいたします。

○**児玉委員長** 係長。

○瀬川総務学事課主幹兼教育総務係長 屋根や日よけについての御質問がありました。プールの整備に当たりましては、熱中症予防という観点についても検討いたしました。このたび、屋根の設置というのはありませんけれども、南側に配置することになる更衣室などの建屋、これの軒出を2メートルと、少し長めに取ることでしております。このことによりまして、プールサイドにはある程度、広い日陰の場所が確保でき、見学であるとか、待機する児童や生徒のための熱中症対策として配慮した造りというふうにしております。

プールにおける事故対策としては、プールサイドでの転倒防止対策として、滑りにくい素材を使ったりとか、そういったところを配慮して造る予定としております。

以上です。

○児玉委員長 他に質疑はありませんか。

山崎委員。

○山崎委員 長年、中学校の生徒さんについては待望のプールができるということだろうと思います。期待も大きいと思うんですが、そこでお伺いしたいのは、学校のプール用水の閉め忘れにより、漏水が起こって多額の賠償金が支払われたというような事例を時々、新聞報道等で見かけます。

最近でいいますと、昨年7月に給水口を閉め忘れた事故が高知市で起きて、市民の財産に損害を与えたということで、止め忘れた教師に66万円、校長と教頭に33万円を請求したという事案がありました。この事案については弁護士やジャーナリストなどから、いろいろな意見が錯綜して議論もあったようであります。

子供たちの学びの場である教育現場での問題やトラブルは、こういった賠償という形で持ち込まれるということになりますと、非常に子供たちにも与える影響が大きいと思います。

そこで、お伺いをしたいんですが、給水の止め忘れ等の事故を防ぐセンサーの設置とか、あるいは排水口でも以前、子供が排水口に吸いつけられて亡くなられたという新聞報道があって、それを私今、記憶しておるんですが、そういった排水口に引きつけられて子供たちが事故に巻き込まれるというようなことの防止策、こういったことについては、どのように対策が取られているのかということをお伺いしたいのが1点。

また、こういった施設による事故が起こったときに、先ほどの例でいいますと、教育長にも校長にも波及するんだという例えもありました。神奈川県横須賀市では、校長、教頭に賠償請求がなされた。また、綾瀬市ですか、これでは教育委員会事務局と折半で50%ほど負担しなさいというようなこともあったようであります。広く教育者全体に広がってくるんだろうということもあります。こういった事故が起きた場合の賠償についてはどのように考えてらっしゃるのかということをお伺いします。

また、事故が起きてない前提で、考えにくいかもしれませんが、ぜひ、こういったことも1つ整理しとかなないといけないのだろうと思います。

そういったところについて、お伺いをしますので、よろしく願いいたします。

○児玉委員長 係長。

○瀬川総務学事課主幹兼教育総務係長 まず、給水栓の閉め忘れとか、そういったところの

装置、こういった面で技術的なところでお答えさせていただきます。

排水弁であるとか、給水栓の閉め忘れ防止するような特別な機能や装置というのは、特につけることにはしておりません。バルブを回す方向を明確に図示するなど、教員が手動で開け閉めする際に操作誤りということがないように対策としています。

それから、排水口に関してです。プールの安全標準指針というものが文部科学省から出ておりますけども、これに基づきまして、引き込まれる事故を防止する二重構造とするなど、けがの防止等、事故の防止等も含めて十分配慮した設計というふうにしております。

以上です。

○児玉委員長 課長。

○貞盛総務学事課長 総務学事課長、貞盛です。よろしくお願いします。

今、機械での防止についての説明をしましたが、私のほうからは、教職員の機械の操作に当たって、人為的なミスがないための取り組みについてお話をさせていただきたいと思っております。

1つは、閉め忘れによる水道代等の損害賠償が起きないためというふうなことです。プールの使用に当たっては、閉め忘れ等による事故を防ぐために、各学校ではプールの管理担当者を決めて、開け閉めも含めてプール施設の管理をするようにしております。プールの使用期間中は管理職がその日の最終確認をする学校や、管理担当者と併せて管理職を含めた複数で対応する学校などがありまして、各学校で事故防止のための管理体制を取るようしております。

また、授業中の水泳の事故の防止についてですが、毎年授業開始前にはプール清掃を行います。その際に、排水口の防護柵がきちんと固定されているかを教職員がまず確認をするようにしております。

また、水泳の授業実施の際には、複数で指導に当たって、児童生徒が安全に授業を実施できているかの確認をする教員を配置をしたり、授業中は水に入る前後に児童・生徒の点呼を行って、その安全確認をしたりするようしております。

さらに、プールの排水をする際には、プール内に児童生徒がいないことを確認して行うなど、学校においては児童・生徒が安全に水泳の授業ができるように、さまざまな危機管理体制を取っているところです。

次に、教職員を含めて、賠償についてというふうなお話がありました。

学校現場ではプールに限らず、いろいろな事故や危機管理の面で事案が発生する可能性がありまして、委員がおっしゃるように、場合によっては個人が損害賠償をする場面もあります。こうした場合に、例えば公務員の賠償責任保険というものがありますので、そうした仕組みがあることを紹介したり、何よりも事故が起こらないことが一番ですので、具体的な例を紹介をしながら管理職を含め教職員に注意喚起をして、事故防止に向けた取り組みをしていくことが必要であるというふうに考えておりますので、教育委員会も機会を捉えて指導していきたいというふうに思っております。

以上です。

○児玉委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

それで、今まで事故が起きた学校も、今おっしゃったように、そういったシステムをつくってらっしゃったと思うんですね。当然閉め忘れたというような、あるいは時間がたって気がついて閉めた。その間、水道が流しっ放しだったというような事故もあったんだろうと思うんですが、いずれにしましても、機械的に事故を防げるシステムというのがきちっとできておれば、こういった事故は起こらないと思う。

例えば、担当教師がおられて、2番目に責任者がいらっしゃって、3番目に校長がいらっしゃるとかというようなシステムをつくられても、結果としてこういう事故が起こっているということですから、機械的にそういった事故が起こらないようなことをつくっておくことのほうが私は大切なんだろうと思う。

閉め忘れたときのセンサーをつけるのに、どれぐらいかかるのかということについては、まだ研究してませんので分かりませんが、ぜひそういった対策をつくっていただくことが、子供たちへの安心・安全の提供だと思います。

一旦事故が起きれば、一番被害を受けるのは子供たちです。そういった意味においては教師の皆さんも大変な迷惑がかかりますけども、子供たちが一番動揺をしないような形をつくっていただきたいということで、ぜひ、センサー等が恐らくあるだろうと思いますので、検討していただきたいということをお願いしておきます。

それから、中学校生徒がプールを利用する場合は、以前はあの間に陸橋をつけるんだというような話もちらっとあったような気がするんですが、そのことがどういう形で出てきたかは記憶が定かではありません。いずれにしましても、授業中に恐らく中学校から一旦校外に出て、小学校まで移動されるんだろうと思います。そうすると、こういった場合に教育委員会に届出をするとか、校長の許可を取るとか、そういった先生と教師だけが行って、練習して帰ればいいということにはならないだろうと思います。公道を通るわけですから、一旦学校から出るということになると、やっぱり教育委員会なりどっかなりが集団で出るわけですから、許可がいるんだろうと思うんですが、こういったところについてはどういうふうになっておりますかということが1点。

それからもう1つ、先ほど事件や事故による責任賠償等について、公務員共済、教職員への賠償責任保険とかというような話もありました。

そこでお伺いしたいんですが、教職員の公務員賠償責任保険の加入状況、これが分かればお伺いしたいんですが、といますのは、実際にこういった制度があってもなかなか入ってらっしゃらないという教師の方がたくさんいらっしゃるのではないかと思います。ちょっとその状況がどういう状況かを、これは通告を出しておりますので、調べてもらったんだと思うんですが、答弁をお願いします。

○児玉委員長 課長。

○貞盛総務学事課長 中学生の移動の際の許可についてなんですが、社会見学とか修学旅行とかそういった校外活動については、市教委のほうに申請を出して、市教委のほうでそれを確認をするようにしております。

今回については、体育の授業でプールのほうに移動するということですので、これにつ

いては校長のほうの判断で安全に行き来をするということで、大丈夫じゃないかというふうに考えております。

もう1点の公務員賠償責任保険の加入率についてです。一般の教職員まで全て調べられているわけではないので、全ての加入率を把握しているわけではないのですが、通告をいただいて管理職に、まずは加入率について調べてみました。調べたところ、17%、12人管理職がおりますが2人ほど加入をしているという状況でした。

以上です。

○児玉委員長 山崎委員。

○山崎委員 ありがとうございます。

17%ということでありまして、非常に低い状況でありまして、一旦事故が起こると、先ほどの高知市などの例によりますと60万円も請求がかかるというたり、33万円も請求が来たりというようなことになってくると、教職員の皆さんも生活に影響するんだろーと思います。そういったことについて、これからしっかりと教職員に、賠償責任保険に加入できるような体制が取れたらと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、先ほどの中学校から小学校に移動する場合、これは許可なくていいんだという解釈なのかと思うんでありますが、今事故がないから許可がなくてもいいんだということだと思っております。これ一旦事故が起こると、誰が許可したんかと。何でこういうこと、公道で事故があるようなことが一日の授業中に起こるんだということが必ず問題になるんだろーと思うんですね。

恐らくこれから何年もの間に、ずっと中学校の生徒が、正門から出るのか裏門から出るのか分かりませんが、道路を歩いていくわけでありまして、事故に巻き込まれるということだってあり得ると思うんですね。

そういったことについて、やっぱりきちっとした制度をつくっていただいて、それが消化できるようにしとかなないと、実際に被害に遭われた生徒さんたちや、あるいは教員の方に責任がかかってくるということになると思う。

そういった意味においては、教育委員会として、そういったシステムがきちっと提供できるということでないで、教師の責任は問われないんじゃないかと思うんであります。私は教育委員会に責任があると思いますので、そのところはもうどういうふうに見えるか、今後の対策として、そこをちょっと聞かせてください。

○児玉委員長 課長。

○貞盛総務学事課長 ありがとうございます。

移動に係っては、おっしゃるように公道を歩いて、短い距離とはいえ向かいの大竹小学校のほうのプールに移動するわけですので、やはりその行き帰りの安全管理というのはとても大切なことだというふうに思っております。

まずは、移動に関してきちんと職員の引率の下、生徒を安全確認しながら移動させるということ、しっかり学校のほうに指導していきたいというふうに考えております。

今御指摘いただいた、事故があったら問題になるということで、きちっと教育委員会と

して制度をというお話がありました。これについては今後どのように対応していくかということは考えていきたいと思います。

ご指摘ありがとうございました。

○**児玉委員長** 続いて、通告が小田上副委員長から出ております。

小田上副委員長。

○**小田上委員** よろしくお願ひします。

プールの契約ということで、順調に進んでいってるのかな、大丈夫かなというところでお聞かせいただけたらと思います。

今年度の当初予算では、小学校の建設費のほうで約1億800万円、中学校のほう、解体費が約1,000万円ということで、建設工事今年度分においては9,400万円で、来年度3億500万円で、3億9,900万円トータルのプール事業というところだったと記憶しております。

今回の契約は側を造るといふか、電気だったり設備だったり別であるということですけども、この側というのが多分一番見えるところというか、気になるところなんだろうと思います。

通告出してますけども、この設計とか建築において、PTA含む保護者の方への説明状況、これまでどうされてきたかということをお聞かせください。

うちの子が持って帰ったプリントが、7月6日、7日、8日と立て続けに持って帰ってきてるんですけど、1個目がプール解体しますよ、その次が通学路変わりますよ、その次が送迎に注意してくださいね、というプール関連のものを、持って帰ってきてます。

聞くとところによると、保護者の方、この一番最初、中学校は分かんないですけど、7月6日の資料が配られたのがA3で、両面で持って帰ってるんですが、これで完成予想図を見て、屋根がないんだとびっくりしたというのを聞きました。

なので、それまでどういう経緯だったのかなというのを教えてください。

あと、先輩議員から質問ありました日よけについてなんですけど、ある程度日陰はできるよというふうなことがありましたが、目隠しの点、ほかの中学生も使われるということで、そのあたり進捗状況教えてください。

あと、今年度の小学校はプールの授業が久々にできたということで、その実績を教えてください。

○**児玉委員長** 係長。

○**瀬川総務学事課主幹兼教育総務係長** まず、最初の御質問です。

PTAや保護者への説明の状況です。解体工事が始まるに当たりまして、今、委員がおっしゃられた7月の初旬になりますけども、工事の期間であるとか、作業時間、工事区域、工事用車両の通行などについてのお知らせということで、保護者へ周知するために教育委員会からまず6日付だったと思いますが、お知らせをしております。

その後、大竹小学校のほうで、保護者への通学路の関係というところを、7日と8日に学校長の名前でお知らせをしてると思います。6日に教育委員会のほうからお知らせする資料の裏面に、プール建設工事の概要についてということで、記載するという形でプールの概要についてはお知らせしております。

保護者を対象とした事業の特別な説明会というのは行っていないのが現状です。

次に、目隠し対策についての御質問ございました。小学校と中学校の間には横断陸橋がございまして、そこからの視線を遮るということについては、教育委員会としても必要性を感じており、対策を講じる予定としております。

これまで、土木課などと協議を行いまして、横断陸橋側に目隠しの対策を施すということの方針として決めているところがございます。今後、具体化していくこととしております。現在、実施しようとする案としましては、教育委員会において道路占用許可を得た上で、水泳の授業を実施する時期限定ということで、パネルとかシートとか目隠しとなるようなものを設置するというを想定しております。

以上です。

○児玉委員長 課長。

○貞盛総務学事課長 小学校の水泳の授業の実績についてということですか。

小学校の水泳の授業時間、学年によって多少差はありますが、今年度の水泳の授業の実施時間は大体6時間から12時間というふうになっております。計画でいくと、年間指導計画、通常でいくと11時間から12時間が計画時間ですので、それと比べるとちょっと下回っているという状況になります。

原因としては、1つは天候があるのですが、もう1つは今年度は3年ぶりに水泳が実施されたということもあって、急に通常時間に戻すということが子供たちに慣れさせながらやるということを考慮したということと、それからもう1つは天候だけではなく、新型コロナウイルスの感染拡大防止のために、人数制限を設けて、密にならない状況でやりくりをすることになりましたので、どうしてもその決められたこまの中で分けて実施をするということによって、実施時数が少なくなったということがあります。

以上です。

○児玉委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 ありがとうございます。

昨日でしたか、生活環境委員会だったか、協議会だったか出ました。

プールの撤去の陳情、このところに触れられてたんですけど、まさにそれを基に協議してくださいねというお願いを昨日はされてたと思うんです。このプールのことで書いてある陳情に、3点要望している中で、今後、学校及び保護者と十分な意見交換の場を求められることを求めますという今後の方針について、あるのに、保護者に何も聞いてないというのはどうなんだろうなという気はします。

実際に話を聞いてくれというふうに声かけていただいて、複数名の方から聞くと、屋根がないのは熱中症、本当ここ最近すごく暑いというのはあります。課長の答弁の中で天候もあるんですが、それ以外にも慣れさせるとか密を避けるというのはあったとは思いますが、天候も大きかったんだろーと思います。保護者からはプールバッグを持っていったのにできなかったとか、あとはこれから中学生も入ってくる、中学生も使うとなると、使える期間というのはそこまで変わらないだろうと。

だったら、本当に授業ができるのかという心配をされてる方がおられます。お願いして

た中でやって、協議をした上でその方向が出てるんだったら仕方ないのかなと思うんですけど、協議がないというのはちょっと今後どう考えていかれるのかなというのは気になるので教えてください。

日よけについてはそれですね、日よけも入ってくると思うんで。

目隠しの部分については期間限定ということで、小学校低学年の保護者の方とかは、あそこに目隠しがつくと下校時に、特に児童クラブからあそこを渡っていく子もいるというふうに言って、心配してるんで対策を考えてくださいという声もありました。そのあたりいかがでしょうか。

あと、この予算の、補正予算なので全体の金額、予定としては3億9,900万円、ほかの機械とか設備とか見てもちょっと余りそうなのか、当初よりは低くいけそうな気はするんですけど、それを何とか屋根の検討とかに回せてもらえないものか、すみません、教えてください。

○児玉委員長 係長。

○瀬川総務学事課主幹兼教育総務係長 P T Aや保護者の意見を聞く機会が必要だったのではないかということでございます。

先ほどの説明とちょっと重複という形になるかもしれませんが、事前に保護者の意見という機会は、このたび設けていないということで、学校の授業で使用する教育設備であるということもあって、そのような判断をしてここまで来ているということになります。

どのような施設・設備を整備するかなどに関しては、実際に授業で使用するようになる学校に、小学校、中学校両方ですけども、聞き取りを行うなど、現場の声に配慮する形で計画をしてきたところです。

学校からの意見としましては、安全に配慮してプールサイドは広めに取ってほしい、であるとか、安全管理の面から大プールと小プールは一体型ではなく分離した形のものにしてほしいとか、熱中症予防の観点からプールサイドに日よけを設置してほしいなど、いろんな意見がございました。全て児童生徒の安全に配慮した施設を望むという声がございました。

予算の制約がある中ではありますけれども、プールを使用する児童生徒が安全に、そして、安心して授業に取り組むことができるといったところで、環境整備について指導する教員の意見、学校の意見を可能な限り尊重して、ここまで計画してきているということになります。

横断陸橋に目隠しの対策を予定しているというふうに申し上げました。そのことに関して、そこを通行する低学年のお子さんたちの防犯上の観点の御質問があったと思います。

先ほどちょっと御説明したんですが、教育委員会のほうで横断陸橋に目隠しの対策を考えていくんですけども、常設ではなくて時期限定の仮設といいたいまいしょうか、時期限定の対策を考えているというふうに申し上げました。学校側からすれば、あそこに目隠しの対策がされれば視点の遮断という効果が得られるということがあるんですけども、ここで横断陸橋を通行する側からすると、見通しが遮られるということになると思います。

そういったこともありますので、必要な時期のみの対応ということにしているというこ

とになります。

以上です。

○児玉委員長 課長。

○貞盛総務学事課長 中学校と小学校が一緒に授業するというので、授業時数が確保できるかということの御心配いただいているんだと思います。小学校と中学校でどのようにプールを運用していくかというのは、これから、大竹小学校と大竹中学校のほうで共用の計画を立てていくことになると思いますが、水泳の授業の開始時期を考えたり、あるいは配当の仕方や実施の仕方を工夫しながら、それぞれの計画の時数が共用することによって足りなくなるということのないように、これから、しっかり計画をしていきたいというふうに考えております。

今後、屋根についてというようなお話がありました。現時点で今あるお金で屋根をとるところはなかなか難しいというふうに思いますので、屋根についてはつける計画はございません。

○児玉委員長 小田上副委員長。

○小田上委員 学校にプールができるということで、保護者の方、周りの方含めて、まず喜んで。楽しみにしてるからこそ、こういう意見が出てるとということで、聞いていただけたらなと思います。

これから、保護者の方含めてお話を聞いていくということもしていただければ、陳情にあった中を守っていけるというのかなというふうには思います。

今後、一番がっかりされてたのが、市民プールじゃないというのがすごいがっかりされてました。やっぱり夏休みに、子供を、大竹小学校の校区の子たちが小方に行っておいでとか、連れていくよというのはなかなか難しいよと。子供たちが行きたがらないんだよ。やっぱり校区が違うとちょっと行きづらいという印象があるのは、皆さんも御経験あるんじゃないかなと思います。知らない小学校に行ったり、知らない中学校に行ったりってちょっと嫌だなみたいな。進んでは行かないみたいな感じがあるのかなというふうに思います。

市民プールで使ってほしいという声も、せっかくこの4億円近いお金を出すんだから、期間限定じゃなくて使えない期間を短くして、有効活用してほしいという市民の方の声もありますし、そうじゃないかなと思います。今後、保護者の方、PTA含めて、教職員の方含めて、しっかり対話をしていっていただけたらなと思います。

そこだけ、対話していつってくれるかどうかだけ、答弁いただいて、終わりたいと思います。

○児玉委員長 教育長。

○小西教育長 いろいろと大竹小中学校のプールにつきましては、ありがとうございます。参考にさせていただきながら、たくさん御意見の中で出てます、やはり子供の安全が一番です。そのあたりを含め、考えながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

市民プール等については、現段階では小方学園のプール、そちらは市民プール兼用ということで、屋根つき等の環境整備もしておりますので、大竹小学校については考えており

ませんけれども、今後、見通しを持ちながら、そのあたりも考えてまいりたいというふう
に思っております。

いろいろとありがとうございました。

○**児玉委員長** 議事の途中ではございますが、換気休憩をしたいと思っておりますので、再開は11
時25分をお願いいたします。

11時12分 休憩

11時22分 再開

○**児玉委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告を受けた質疑は以上となります。他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はあ
りますか。

網谷委員。

○**網谷委員** 通告をしていないので、分からないところは結構ですのでよろしくお願いしま
す。

大竹小学校プール建設工事ということで、先ほど同僚議員も質問されたと思うんですが、
FRPということで、今回、解体をしたプールはFRPではないということですよ。そ
れで、FRPという工法はいつ頃からやり出したのかね。

ちょっと簡単で分かるよう、教えていただきたいんですがね。

それと、今回のFRPのプラスチックですか、この厚みですよ。これはどれくらいを
想定してるのか、ほとんどがレジャーボートとか、中型船ぐらいは今、全国100%に近い
船がFRPだと思うんですがね。厚みによったら相当強度が変わってくるのでね、その
ところが分かれば、ちょっと教えてください。

それから、もう1点。

この3億1,350万円のFRPを貼るというんですか、据えるというんですか、よくその
辺の工法は分かりませんがね、これにかかる費用はただのコンクリート、昔の工法と比べ
てどれぐらいの事業費がかかるのか、何%アップになるのか、逆に下がることはないと思
うんですが、そのところもちょっと教えていただいたらと思います。

○**児玉委員長** 通告が出てませんので、分からないところは分からないという答弁でよろし
いですから、お願いいたします。

係長。

○**瀬川総務学事課主幹兼教育総務係長** 幾つか質問がございました。

申し訳ございません、準備不足でお答えできないこともあろうかと思っております。御容赦い
ただきたいと思っております。

FRPの工法がいつ頃からのものかということについてですが、これについては詳細調
べておりません。大竹市内の学校のプールでいいますと、玖波中学校のプール、それから、
小方学園のプール、小方学園は10年程度前になりますが、玖波中学校は40年ぐらい経過し
ていると思っております。玖波中学校のプール以降、建設する学校のプールについてはこのFR
Pを採用しているという現状がございますので、その頃にはあったのではないかと思いま
す。

あと、FRPの厚みについては現状ちょっと数字を持っておりません。

それから、コストの比較についてですけども、建設コストだけではなくトータルコストも含めて比較をしております。具体的な数字はありませんが、FRP製、金属製も含めて検討した結果として、FRPのプールがコスト的にもメリットがあるということで、採用してることになります。

以上になります。

○児玉委員長 網谷委員。

○網谷委員 ありがとうございます。通告してないのでね、分からないと言われても仕方ないですね。

ただ、FRP製ですよ。船はもちろんですが、今、世界的に問題になっておりますよね、スーパーのレジ袋とか。このFRPは30年から40年の耐用年数といわれるんですがね。処理するのに、これガラス繊維が入るとということなんで、物すごい難しいということ聞いてるんですがね。今ここでそんなことを言っても仕方ないですがね、ちょっとその辺のところが、私自身が懸念しとるということだけお伝えして終わりたいと思います。

終わります。

○児玉委員長 係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 都市計画課建築住宅係の実本です。よろしくお願います。

すみません、先ほどのFRPの補足説明をさせていただきたいと思います。

FRPなんですけど、なかなかFRPという言葉だけでは分からないんで、補足させていただきますと、先ほど言われたようにガラス繊維が入ってまして、強化合成樹脂という材料でございます。FRPは、プールの本体の水槽のほうですね、その部分だけを採用しております。耐用年数は先ほど言われたように30年から40年ということでやっていますが、厚みが今回の小学校では21ミリメートルのものを採用しております。

コスト的な話なんですけども、建設コストで比較すると、具体的にちょっと今数字持ち合わせてないんですけども、今のFRPが100という仮定をすると、鉄筋コンクリートだと75ぐらいで、そのときは安価に造れるんですけども、今回、設計するに当たって、いろんな材質、ステンレスとかアルミとか鉄筋コンクリートも比較させてもらってるんですけども、トータル的に評価をさせていただいてます。今の、造るだけじゃなくて、維持保全コスト、そういうところまで全部含めて考えて、今回のFRPを採用させていただいております。

以上です。

○児玉委員長 網谷委員。

○網谷委員 ちょっと今気になる答弁があったんですがね、プールの水槽の部分だけと言われたんですか。ということは、プールのプールサイドというんですか、あそこが折り曲げるようなことはしないのですか。ただね、素人考えでね、プールサイドのどこまでか分からないですけど、そこから水が入ったりね、ちゃんと貼っとけばいいですよ、ちょっと折り曲げませんとね、なかなか難しいんじゃないかと、ちょっと疑問に思うたんで、すみま

せん、答弁があればお願いします。

○児玉委員長 係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 すみません、今のFRPというのが、水槽と言わせていただいたんですけど、お風呂みたいな感じでこう、そうですね、水槽があるわけですよ。じゃあその周りのプールサイド、こちらは鉄筋コンクリートで造ります。その継ぎ目のところについては、いろんな工法があるんですけど、今回はシールしたりですとか、そういうことで対応するようにしてもらってますんで、その辺の施工性はやっぱりいいという判断をして今回採用させていただいております。

以上です。

○児玉委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次の日程に行く前に、先ほど議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての答弁に訂正があるそうなので、発言を許可します。

課長。

○柿本総務課長併人選挙管理委員会事務局長 総務課長、柿本です。

先ほどの議案第37号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての答弁の中で、昨年度の男性の育児休業の取得率、7.7%と申し上げましたが、22.2%の誤りでした。申し訳ありません、訂正をお願いいたします。

○児玉委員長 山崎委員、よろしいですね。

○山崎委員 はい。

○児玉委員長 それでは、次の日程に参ります。

続きまして、日程第3、議案第45号令和4年度大竹市一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

総務部長。

○佐伯総務部長 補足説明はありませんので、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○児玉委員長 本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

末広委員。

○末広委員 よろしくお願ひいたします。

補正予算の内容について2点ほどちょっとお伺ひさせていただきます。

土木費の道路橋りょう新設改良費の部分で、白石元町1号線道路設計等業務委託料の部分があると思うんですけども、中学校の裏の部分だと思うんですが。概要の説明で拡幅とは聞いてはいるんですけども、どの程度拡幅されるのか、概要を教えてくださいたいと思います。

2点目は教育費の小学校費の部分なんですけど、こちらの寄付をいただいた使い道のところだと思うんですけども、小学校管理運営事業ですね。役務費の割合が少し大きいかなと思って、内容をちょっとお聞きしたいなと思ったのと、図書等、寄付者から要望もあったと思うので、どういうものを選ばれたかとか、選定の理由があったら教えてくださいたいと思います。

以上です。

○児玉委員長 係長。

○安岡土木課課長補佐兼工務係長 失礼します。土木工務係長の安岡です。よろしくお願ひいたします。

まず、1点目にありました、白石元町1号線道路設計等業務委託料の概要について御説明させていただきます。

委員がおっしゃられたとおり、大竹中学校の山手側になります道路、大竹保育所と挟まれた道路になりますが、約205メートル間の南北の交差点を結ぶ区間を、道路拡幅計画するものです。この拡幅は中学校用地側に計画をいたしたいと考えております。

現道の道路の状況なんですけど、今、車道が約3.7メートルの幅員があります。歩道側、その道路の山手側の水路の上に蓋が張り出されたような形で、歩道が1.5メートル設置されているような状況です。

今回、計画する道路としましては、車道両側50センチの路肩を含めて6メートルの車道幅員に、学校側に約2メートルの歩道と、山側はまた同じように1.6メートルの道路構成を考えています。

以上です。

○児玉委員長 係長。

○瀬川総務学事課主幹兼教育総務係長 小学校管理運営事業の補正について説明いたします。

委員がおっしゃられたように、寄付を今年2月にいただきました。この寄付を活用して、玖波小学校で学校図書の整備であるとか、授業の実施というのを計画したということで、このたび補正の計上をさせていただいてるものになります。

役務費の御説明になりますが、手数料28万6,000円になります。理科や科学に関して、児童の好奇心を高めるきっかけとして、見て実際に体験することができるようなサイエンスショー、ワークショップ、こういったものを企画事業者に依頼して実施するという経費

になります。今年は、計画としては11月14日を玖波小科学の日として、小学校のほうで実施するような計画としております。玖波小学校としましては、この日に寄付者に感謝の意を表するようなイベントというものも計画したいというふうに考えているところです。

それから、図書のことですが、これも寄付者の思いとして、理科関係の図書の充実に、という思いを伺っておりまして、科学的読み物の整備として、図鑑などを購入して図書室の一角に、筒井文庫として整備する予定です。

あと、手で触れることができるような標本なども考えているということで、今年度は約150冊の図鑑などを購入する予定としておりまして、来年度以降、児童に長く寄付金の恩恵が受けられるように、学校のほうで計画的に増やしたり、図鑑等の更新といったところに基金の活用を考えているということでございます。

以上です。

○**児玉委員長** 末広委員。

○**末広委員** ありがとうございます。まず、工事のほうについて、こちら、学生が、陸上部が結構ランニングとかで使ってるので、ここ拡幅されるのは保護者としては非常に喜ばしい、安全になるのかなと思ってます。ちょっと気になるのが、保護者がこちら辺、ちょっと暗いなという声があって、今回拡幅するに当たって、街灯が今の数のままだと、拡幅された分、夜は死角が増えるのかなと思ってのんですが、街灯は増やしたりとかという考えはございますでしょうか。

寄付の使い道について、役務費のところ、ワークショップ等もあるということで、備品等を入れるだけじゃなくそういうことも考えられているんだなと思って感心いたしました。ありがとうございました。

ちょっと街灯のところ聞かせていただければと思います。

○**児玉委員長** 課長。

○**廻本土木課長** 土木課長の廻本です。

委員の指摘のとおり、今回、補正予算として、今から設計等を行う予定にしていますので、現在の街灯も、実際には中学校の用地側に入ってます電柱に街灯がついています。それも全部含めて、いろんなことを今後の業務の中で検討していきたいと思ってます。

以上です。

○**児玉委員長** 他に質疑はございませんか。

中川委員。

○**中川委員** すみません、総務費と衛生費を通告出させてもらったんですが、簡単に書いて通告して、後からああでもない、こうでもないと思いながら、ちょっと付け加えさせていたいただきたいと思います。

総務費のマイナポイント申込等支援業務委託料なんですが、一般質問で先輩議員からいろいろ質問されて、お答えがあったんですが、議案の63ページの600万円と委託料があるのは、これは携帯ショップ、携帯キャリア会社ですかね、そこに委託したということなんでしょうか。

ちょっと付け加えて、始めてあんまり聞かないんだと思うんですが、効果ってどれだけ

あるのかなと思ったりしたんで、その辺が分かればお願いします。

あと、新型コロナウイルスワクチン予防接種推進事業、これ4回目だと思うんですが、もう何回もやって、わけ分からなくなるぐらいやってる感じがするんですけど、4回目でもいいんでしょうか。

あと、昨日も二十何人か、大竹市も感染者が出てますけど、ワクチン接種された方としてない方で感染者に違いがあるのかどうか。個人差がいろいろあると思うんですけど、私も4回目打ったんですけど、ワクチンを接種しても感染している方が何人かいらっしゃって、その効果がどれだけ違うのかというのは把握してらっしゃるのかどうか、その辺をお伺いしますので、よろしくお願ひいたします。

○児玉委員長 どうぞ。

○富田市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 すみません、市民税務課戸籍住民係長の富田です。

まず、中川委員から御質問のありました、委託料のほうですけれども、こちらのほうは、携帯ショップのほうの委託ではございません。携帯ショップのほうの委託につきましては、国のほうが一括で携帯事業者を取りまとめる協会と契約をして、実施をして、携帯ショップのほうでマイナンバーカードの申請を受け付けるという業務を委託しております。

こちらのほう、効果のほどということになると、なかなか分かりづらいんですけども、受け付けたものが市役所のほうに一部回ってきて、その辺の不具合を直したりという作業があります。その件数は確かに増えてきておりますので、一定の効果は、申請されてる方は結構いらっしゃるのかなという感想は持っております。

こちらの、話戻しまして、マイナポイント申込等支援事業の委託料600万円につきましては、現在、窓口において、マイナンバーカードの申請、交付の受付、それから、それに付随するマイナポイントの申し込み支援のほうを行っているところなんですけれども、そのうちマイナポイント申込み支援、この部分に関する窓口業務を業者に委託しようとしているものでございます。中身といたしましては、本庁の市民税務課の窓口、それから、大竹支所の窓口付近に専用のブースを設置しまして、本庁は2名、大竹支所は1名の人員を配置して、来庁された市民の方のマイナポイントの申し込み等の支援をしていただきます。

費用の中身としましては、支援員の人件費、それから支援の際に必要なパソコン等の通信機器類の経費や、パーティションなどのブース設置に必要な費用、それから市民の皆様へ周知するためのチラシなどの広告費など、このあたりを計上しているものでございます。

以上となります。

○児玉委員長 課長。

○松重保健医療課長 保健医療課長の松重です。

私のほうから、新型コロナワクチンに関連する御質問いただいておりますので、こちらを回答をさせていただきます。

先ほど、今回、補正予算に出しているワクチンの回数は何回目かという御質問がありましたけれども、今回におきましてはオミクロン株に対応するワクチンということで、対象者のほうが初回接種、1回目、2回目のことをいうのですが、それを受けた方を対象とす

るということですので、人によっては3回目、あるいは4回目、5回目ということになりますので、回数はばらばらということにはなりません。

ただ、新しいオミクロン株BA.1に対応するワクチンと、従来株に対応するワクチンの2価ワクチンということになっておりますので、新たなワクチンということになります。

先ほど、感染者の接種者と非接種者の違いという御質問がありましたけれども、こちらの件数等は、保健所のほうが把握しているもので、接種しているかしていないかという把握は市のほうではできておりません。

ただ、国のほうからも、接種した方のほうが重症化する率は低いということはデータ等で示されていると言っておりますので、そのように私どもも考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 中川委員。

○**中川委員** すみません、ありがとうございます。

マイナポイント推進、よろしく願います。昨日私もコンビニで住民票取りましたら、非常に便利でいいなと思ったもので、ぜひとも推進をお願いします。

あと、ワクチンなんですけど、ちょっと分かりにくかった。オミクロン株対応と。

それは、1つだけ、モデルナとファイザーとあるんですけど、そのモデルナということなんでしょうか。

すみません、それだけお願いします。

○**児玉委員長** 課長。

○**松重保健医療課長** まだ、この新しいオミクロン株に対応するワクチンは薬事承認されておりませんが、今のところ、ファイザー社もモデルナ社も2社とも、承認申請をしていると聞いておりますので、いずれ2社とも承認されるのではないかと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 他に質疑はございませんか。

山崎委員。

○**山崎委員** 諸収入のボートレース事業収入、土木費については、ちょっと時間の関係で省略しますので、すみません、通告したのに申し訳ありません。

傍聴者がいらっしゃるので、できれば早く終わらせたいと思います。

1点だけ、新型コロナウイルスワクチンは、5歳から11歳まで努力義務が課せられることになりました。この経緯、それから、子供たちの接種後への影響というのをどういうふうに考えたらいいかということ、保護者についての警笛を脅威の意味を込めてお伺いをしたい。

以上2点だけ、すみません、よろしく願います。

○**児玉委員長** 課長。

○**松重保健医療課長** 5歳から11歳接種、努力義務の適用外でしたけれども、今回、適用になった経緯ということですが、オミクロン株出現以前では、小児に対する発生予防効率90.7%と高いデータが出ておりましたけれども、令和4年2月の接種開始時では、小児におけるオミクロン株の感染状況が確定的ではないことや、オミクロン株についてのエ

ビデンスが必ずしも十分でなかったことから、努力義務は適用されておりました。

令和4年8月時点におきまして、小児におけるオミクロン株の感染状況やオミクロン株に対する医学的根拠として、発症予防効果や入院予防効果について、一定の効果が確認されたことと、安全性に関する情報が集積しているという理由から、9月6日から小児の接種にも努力義務が適応されることとなったものです。

5歳から11歳の接種の効果及び安全性なんですけれども、これはアメリカで安全性におけるデータベースの分析に基づく報告や、我が国における副反応報告において、現時点では安全性に係る懸念はないということで報告されております。

接種後の副反応についてでございますけれども、今のところ市で実施はしておりますけれども、副反応の報告は今のところ聞いておりません。大人の接種後の副反応よりは少し軽めではないかという報告もありますので、そういった安全性と効果、あるいは副反応についての御心配もありますでしょうから、そのあたりは十分に保護者の方に情報提供はしてまいりたいと考えております。

以上です。

○**児玉委員長** 他に質疑はありませんか。

小田上副委員長。

○**小田上委員** ちょっと早めにいきますね。

消防団のヘッドライト、消防団員に今月頭も活動いただいて、大会でいい成績を収められたと聞いてます。ヘッドライト、個数と日程。あと、給食費、公会計のメリットというところを紹介いただきたいんですが、それに併せて今まで給食費ってどうしても未納というか支払いを受けてない、引き落としができてないとか、そういうところは各学校が把握してたと思うんですね。そうすれば子供に対してどういう家庭環境なんだろうというところの目配りとかという、1つのきっかけになったのかなと思うんです。これが公会計になって、後々無償化になればそういうところがないよと言われればそうなんですけど、今はお金をいただいておりますので、その辺りどう考えられてるのか含めてお願いします。

○**児玉委員長** 課長。

○**川村消防本部消防課長** 消防課長の川村です。

消防団支給のヘッドライトについてお答えいたします。

消防団員の夜間活動などの安全性を高めるため、今年4月に携帯用投光器について、消防団員安全装備品整備等助成金を申請しましたところ、6月に助成決定の通知を受けました。

このたびの助成により、全団員の約4割に相当する、119個のLEDヘッドライトが調達できます。

なお、現在、消防団のヘッドライトの配備率につきましては、平成21年度に今回と同じ助成により調達した143個と、直近2年間で補充したものを合わせますと、約5割となっております。これに今回の調達分を合わせますと、配備率は9割以上となります。今回の調達分と残り不足分につきましては、団本部と協議しましたところ、追加調達分は各分団、団本部に配備し、来年度に残り不足分を調達して配備することとしております。

以上です。

○**児玉委員長** 課長。

○**重安総務学事課副参事兼給食センター長** 総務学事課給食センター長の重安です。

それでは、学校給食費公会計のメリットについて、回答させていただきます。

現在、学校給食費は、各学校が保護者から徴収し、その給食費を学校が食材の購入代金として、食材調達を行っている給食センターが指定する口座に納入し、給食センターが納入業者に食材の代金を支払う、私会計という方式を実施しております。

公会計になりますと、学校給食費の徴収管理が市の業務となり、保護者は学校給食費を市の会計に入れ、給食センターが購入する食材費は市の会計から支払うことになります。

したがって、現在、学校が行っている学校給食費の徴収管理業務は不要となりまして、未納者への督促等の対応も市が行うということになります。先ほど委員がおっしゃられたとおりでございます。

また、現在、保護者が負担する学校給食費は、学校が指定する金融機関から口座引き落としをする方式を取っていますが、公会計に移行しますと、保護者は市の会計に入れるということになりますので、取り扱う金融機関が増えるということで、保護者の利便性の向上も図ることができるというふうに考えております。

先ほど、未納の状況について、学校が分からないのではないかとということですが、そのあたりは学校と連携を図りながら、対応してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○**児玉委員長** 小田上副委員長。

○**小田上委員** ありがとうございます。

ヘッドライトの件は、ヘッドライト、実はあれ結構暗いんですよ。なので、ちょっと期待してたところがあるかなと思います。なので今後は配備していくものに関しては、団員の方、各分団とか意見聞いて配備していただけたらなと思います。ただ、あるとないとは違いますのでね。ありがとうございます。

あとは、この給食費のほうなんですけど、もちろん督促というところの業務とかいろいろ職員の負担が減って、公会計に組み込まれるメリットというのはあるんですが、そこで得た情報を教育委員会とか学校と情報共有、大丈夫なのかな、いろいろ、本当に連携ができるのかなと、いろんな仕組み上ですね。決まり事等ありますんで、今言ってもしょうがないんで、その整理はしっかりしていただいて、家庭環境を見守る1つのツールとして使っていくという点も忘れちゃいけないかなと思いますんで、そのあたりよろしくお願いします。

終わります。

○**児玉委員長** 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

時間なのですが、傍聴者もおられるので、このまま引き続きやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、日程第4、令和4年請願第2号少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願を議題といたします。

本件は事前に請願文書表を議案の配付とあわせてサイドボックスに掲載しております。委員の皆様方には意見書案とあわせて事前に御一読いただいていると存じますので、請願の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして執行部において、本請願に関しまして現状等やお考えについて教えていただければと思います。

総務学事課長。

○貞盛総務学事課長 それでは、少人数学級の推進を含む計画的な教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元に係る、教育委員会としての考えを述べさせていただきます。

まず、少人数学級の推進につきましては、児童生徒一人一人の状況を把握し、個に応じ、個を生かした学習指導等、一層きめ細やかな対応が可能になるとともに、適切な人数でより効果的に集団活動を行うことが可能となります。

これらのことによって、児童生徒の学力の向上や、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題の未然防止等に係り、効果的な取り組みが期待できます。

教員不足といわれている中で、学習指導力、生徒指導力、学級経営力等の力量のある人材の確保ができるということであれば、お願いしたいと考えます。

次に、義務教育費国庫負担割合についてです。

義務教育費国庫負担割合が2分の1に引き上げられるとともに、続いてどのような制度ができるのかが現時点では分かりませんが、結果的に教職員の給与等以外の広島県の教育費が増加し、その結果、大竹市にとっても児童生徒の安全、学力向上や生徒指導等に係る教育施策の充実と、教育水準の向上が期待できるということであれば、ぜひお願いしたいと考えています。

以上です。

○**児玉委員長** それでは、委員の皆様におかれまして、ただいまの説明に対して確認したいことや質疑をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 特にないようですので、これにて執行部への確認等を終わりにしたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様の意見を求めます。

継続審査の意見がございましたら、ここで述べていただきたいと思います。

継続審査の意見が出た場合は、先に継続審査について採決いたします。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査の意見がなかった場合、または継続審査が否決された場合に行うことになっておりますので、よろしくをお願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、継続審査の御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 意見なしと認めます。

以上で、意見を終結いたします。

それでは、続いて、討論に入ります。

討論はございませんか。

小中委員。

○**小中委員** 私、一般質問でも言いましたように、義務教育費の国庫負担は三位一体改革によって2分の1から3分の1に減らされたんですね。これはもう明らかな、とんでもない政策であり、元に戻すのは当然であり、義務教育費というのは全額国庫負担でも私は子供たちを育てるといふ国の未来のためには全額国庫負担でも当然だと、私自身は考えます。

少人数学級にするためには、多くの教員定数の増加とかいうことも必要でありますし、これはもう当然何回でも2分の1に復元されるまで、出し続けるべきだと私は考えます。

○**児玉委員長** 反対じゃないですね。

○**小中委員** 賛成。

○**児玉委員長** 賛成ですね。

他に討論はございませんか。

山崎委員。

○**山崎委員** 昨日、朝日新聞でちょうどこの記事が出ました。教員、長時間労働なお、在校11時間21分、休憩ゼロ、54%。働き方改革のため、国や自治体取るべき課題としては、93.5%が学校への教職員配置増と回答、66.4%が持ち授業時数の削減を含めた定数改善など、64.5%が少人数学級編成の推進を上げた。これは連合総研の発表であります。こういってことで教育現場の声が上がっております。ぜひとも採択に向けて皆さんの協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○**児玉委員長** 他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**児玉委員長** 御異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

なお、8月30日の議会運営委員会で、本請願の意見書案について訂正等ございましたら、9月7日までに事務局に提出いただくことになっておりました。

訂正等の御意見がありませんでしたので、原案のまま本会議最終日に上程することといたします。

続きまして、日程第5、令和4年陳情第2号学校存続に向けた広島県立大竹高等学校支援の陳情を議題といたします。

本件は事前に陳情文書表を議案の配付とあわせてサイドブックに掲載しております。委員の皆様には事前に御一読いただいていると存じますので、陳情の要旨の朗読を省略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして執行部において、本陳情に関しまして現状等や考え方について教えていただければと思います。

課長。

○**三井企画財政課長** 企画財政課長の三井です。よろしくお願いします。

それでは、学校存続に向けた大竹高等学校の活性化、魅力化に対しましての財政支援、希望支援額年間300万円、継続的な支援に関する執行部の考え方について述べさせていただきます。

県内の中山間地域、過疎地域、また、島しょ部にある高等学校が生徒数の減少により、複数の高等学校の存続が危惧されている状況であることは承知しております。今回の陳情書には記載されておりませんが、県立高等学校の設置者である広島県教育委員会は、1学年1学級規模の高等学校について、在學生2年連続80人を満たさない場合を、統廃合の検討基準として示しております。

陳情書の最後のページに、参考資料としまして、1学年1学級規模校に対する市町の支援状況として、8校の高等学校が記載されています。

佐伯高等学校、全校生徒数91人、大柿高等学校111人、加計高等学校107人、それ以降の高等学校は、どの高等学校も100人以下、また80人を下回る高等学校ですので、県教育委員会の統廃合等の検討基準の対象、また、今後、対象となる可能性が高いのだろうと考えております。

一方、大竹高等学校の全生徒数は5月1日現在373人で、1学年4学級ございますので、対象外の高等学校であり、県の検討基準の4.5倍の在學生がおります。

また、大竹高等学校の市在住の生徒の割合も約25%から30%と聞いております。つまり、4人に3人程度が市外在住者であるのに対し、参考資料の高等学校は市町外から通学する場合、地理的に寮生活等になる事情もあり、在學生の多くが住民であるなど、大竹高等学校とは状況も異なっております。

大竹高等学校はそもそも県立の高等学校でございます。執行部としましては、まずは設

置者である広島県において、生徒獲得のために積極的に取り組んでいただくことが必要であると考えます。

このことは先般8月24日に開催されました、広島県市長会議において、広島県に対する要望事項、教育行政の充実・強化についての各市提出議題の1つとして取り上げられました。要望書には、過疎地域における県立高校の位置づけ、あり方について、市・町を含めて協議するとともに、県立高校設置者として、生徒獲得に積極的に努めることの文言が明記され、今後、県に提出する予定となっております。

以上のことから、大竹高等学校の生徒のための校内塾の維持費用、講師料、管理料や姉妹校との交流、ハワイへの渡航費等に対して、市が市民の税金を使って財政支援を行うことが平等性や公平性の観点からも適切であるかなどについては、慎重に見極めていく必要があると考えております。

以上です。

○**児玉委員長** ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、ただいまの執行部の説明に対して確認したいことがありましたら、質疑をお願いいたします。

山崎委員。

○**山崎委員** 学校存続に向けた広島県立大竹高等学校の学校関係者の皆さんが非常に危惧をされていらっしゃる中から、今回の陳情が上がってきたのではないと思うわけですが、大竹高校の隆盛は、人口減少傾向が強い本市におきましても、大きな影響を与えていると考えております。人口流出が多い高校卒業期に高校を人口流出装置から人口留置装置に変えていく。このことは本市の隆盛にも、大きな影響を与えていると思います。

近年、島根県立隠岐島前高等学校、これは海士町とともに大変非常に厳しい状況の中で、町と学校を挙げて改革に取り組まれて、非常に新聞報道でも私たち読者に感動を与えるような報道がありました。

そういったことから、学校がそういう状況になる前からの対策をしてほしいというのが、今回の陳情だとは思いますが、そういった中で本市の大竹高校への現在の支援の状況について、100周年記念もありました、そういう例を含めてどういった状況なのかということをお伺いしてください。

それから、参考資料の各学校が自治体から支援を受けておるということがありました。この初年度の支援がいつからであったのか、また、その当時の生徒がどれくらいおったのか、金額はどれくらいが初年度だったのかということが分かれば、分かる範囲で結構でございますので、御報告をいただけたらと思います。

以上です。

○**児玉委員長** 課長。

○**三井企画財政課長** まずは大竹高等学校の支援に関しましてお答えいたします。

財政支援は今のところございません。しかしながら、大竹高等学校からこれまでも依頼があった授業へ職員を講師として派遣したり、インターン生徒の受け入れをしたり、家庭科クラブの特産品の開発協力をしたり、小学生の夏休みの体験教室を共同で開催したり、

市広報への取材協力をしたり、さまざまな取り組みについて連携協力して行っております。

それともう1点が、参考資料の学校支援がいつ始まったかということでございます。参考資料の市町が、いつ学校へ支援を始め、そのとき生徒数が何人であったなどについては、大変申し訳ないんですが、執行部として県立高等学校の業務を所管しておりませんので、情報を持ち合わせておりません。

しかしながら、執行部が陳情書に対しての意見を取りまとめるに当たり、各学校の現状での生徒数は把握しておりますので、お答えをさせていただきます。

先ほどの答えと重複いたしますが、佐伯高等学校が91人、大柿高等学校が111人、加計高等学校が107人、加計芸北高等学校が79人、上下高等学校が59人、西城紫水高等学校が64人、東城高等学校が66人、大崎海星高等学校が85人と聞いております。

以上です。

○**児玉委員長** 100周年に関して、助成してないんでしょうか。

課長。

○**三井企画財政課長** すみません。100周年に関して財政支援等もしておりません。

以上です。

○**児玉委員長** 山崎委員。

○**山崎委員** ありがとうございます。私、事前に各自治体が存在しておる高校への助成をいつから始められて、その当時は初年度の生徒数はどれぐらいだったのかということが分かれば一番判断しやすいと思って、質疑通告の中にお問い合わせしておきました。そういった通告をしたにもかかわらず、調べていただいてないということではありますが、これは県の教育委員会なり各担当の自治体に電話して聞けば分かることじゃないかと思うんでありますが、この通告というのは行ってなかったということなんでしょうか、担当課のほうには。

行ってなかったということであれば結構でございますが、いずれにしましても少し支援に向けてはまだ早いのかなという雰囲気を感じております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○**児玉委員長** よろしいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 特にないようですので、これにて執行部の確認等を終わらせていただきたいと思っております。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて、委員の皆様の意見を求めます。

継続審査の意見がございましたら、ここで述べていただきたいと思っております。

継続審査の意見が出た場合は、先に継続審査について採決を行います。

なお、賛成・反対の討論は、継続審査の意見がなかった場合、または継続審査が否決された場合に行うこととなりますので、よろしく願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて、継続審査の御意見はございませんか。

末広委員。

○**末広委員** こちらについて、執行部の方も慎重に協議とおっしゃっておられまして、山崎

委員からも、結論出すには早いんじゃないかというところで、議員の中でもこちら情報不足、勉強不足もございますので、可能であれば学校のほうにお伺いさせていただいて、詳しい事情を聞ければと思っておりますので、継続を提案したいと思います。

以上です。

○児玉委員長 他にございませんか。

小中委員。

○小中委員 私は継続には反対です。

何でもかんでも先送りするというのは、私は好ましくないと思います。実際これを出てるといふか、要するに先ほど県立学校という話もありましたけど、まず、この案を読み込んで、これが適当かどうかというのは私は判断はできると思います。要するに、その意思を鮮明にすることが問題なのかどうかということにもつながってくると思いますが、もし継続審査と決まった場合も、早急にこれを何回も12月議会でも継続にするとかになったら、これはすごく問題だと思うんですね。意思を示さない議会というか、意思を示さないで先送りするというのは、少なくとも好ましいことだとは思えません。

○児玉委員長 他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 以上で、意見を終結いたします。

ただいま皆様から意見をいただきましたが、閉会中の継続審査の意見もございますので、まずは、継続審査について起立採決を行いたいと思います。

本件につきまして、閉会中の継続審査とすることに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○児玉委員長 ありがとうございます。

起立多数と認めます。

よって、閉会中の継続審査とすべきものと決しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、総務文教委員会を閉会いたします。

御苦労様でした。

12時18分 閉会